

平成30年度 利用料金のみやす※介護保険1割負担の方 【特別養護老人ホーム けやき荘】

介護度	利用者負担段階	介護保険1割負担	加算(1日)							1割負担加算合計	食費(1日)	居住費(1日)	合計	
			日常生活継続支援加算Ⅱ	個別機能訓練加算	看護体制加算ⅠⅡ	看護体制加算ⅡⅡ	栄養ケアマネジメント加算	精神科医師定期的療養指導加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ				1日	月30日計算
要介護1	第1段階	636	46	-	6	13	14	5	60	780	300	820	1,900	57,000
	第2段階										390	820	1,990	59,700
	第3段階										650	1,310	2,740	82,200
	第4段階										1,380	1,970	4,130	123,900
要介護2	第1段階	703	46	-	6	13	14	5	65	852	300	820	1,972	59,160
	第2段階										390	820	2,062	61,860
	第3段階										650	1,310	2,812	84,360
	第4段階										1,380	1,970	4,202	126,060
要介護3	第1段階	776	46	-	6	13	14	5	71	931	300	820	2,051	61,530
	第2段階										390	820	2,141	64,230
	第3段階										650	1,310	2,891	86,730
	第4段階										1,380	1,970	4,281	128,430
要介護4	第1段階	843	46	-	6	13	14	5	77	1004	300	820	2,124	63,720
	第2段階										390	820	2,214	66,420
	第3段階										650	1,310	2,964	88,920
	第4段階										1,380	1,970	4,354	130,620
要介護5	第1段階	910	46	-	6	13	14	5	83	1077	300	820	2,197	65,910
	第2段階										390	820	2,287	68,610
	第3段階										650	1,310	3,037	91,110
	第4段階										1,380	1,970	4,427	132,810

◇食費・居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分(世帯全員)	対象者	
第1段階	住民税 非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下
第2段階	住民税 非課税	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下等	
第3段階	住民税 非課税	世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	
第4段階	住民税 課税	一般世帯(住民税課税世帯)	

## ◇毎月算定される加算について

加算名	目的	費用負担
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の方や認知症の入所者が多くを占める施設において、介護福祉士の資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援します。	1日 46円
看護体制加算（Ⅰ）	看護師の配置が国の基準を満たしており、かつ病院等と連携を取りながら、入所者の方が健康に過ごせるよう支援します。	1日 6円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を国の基準以上に配置し、かつ病院等と連携を取りながら、入所者の方が健康に過ごせるような体制をとって支援します。	1日 13円
栄養マネジメント加算	管理栄養士などを中心に、看護職員、介護職員等が共同して低栄養状態を防ぐ指導（例えば食事を取ることの大切さ・栄養価の高い食事の指導・糖尿病などの食事療法等）をすることにより、食べることに際する「生活上の不具合」の予防・改善を目的とします。	1日 14円
精神科医師定期的療養指導加算	精神科医師が定期的に往診し、療養指導を行います。	1日 5円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	要介護1 60円 要介護2 65円 要介護3 71円 要介護4 77円 要介護5 83円



◎上記以外に該当する場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
個別機能訓練加算	個々の状態に適切に対応する為、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練に対する計画を立て実施し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った機能訓練を行う事を目的とします。	1日 12円
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。	1日 120円
外泊時報酬加算	入院、外泊時の準備を行います。	1日 246円 (1月に6日を限度)
初期加算	けやき荘に入所後、本人の心身の状態の把握を行います。	1日 30円 (入所後30日間)
配置医師緊急時対応加算	配置医師との連携体制を整え、夜間、深夜、早朝の緊急時に必要な対応が行えるようにします。	早朝・夜間 1回 650円 深夜 1回1300円
再入所時栄養連携加算	入院後栄養管理が大きく異なった時に、再入所時に向けて入院先の医療機関(管理栄養士)と連携し、本人の状態に合わせた栄養管理を行います。	1回 400円
療養食加算	医師の食事箋に基づき、糖尿病食等の療養食を提供し、糖尿病等の悪化防止に努めることを目的とします。	1回 6円 1日3回まで
看取り介護加算(Ⅱ)	医師が終末期であると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるようケアを提供することを目的とします。	死亡日以前4日 以上30日以下 1日 144円 ----- 死亡日前日及び 前々日 1日 780円 ----- 死亡日 1日 1580円
経口維持加算(Ⅰ)	経口により食事摂取をしており、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に対して医師や歯科医師等と連携し、経口摂取が維持できるよう支援します。	1月 400円
経口維持加算(Ⅱ)	摂食嚥下障害が認められる利用者の対応について医師、歯科医師等と定期的に検討を行い経口摂取が維持できるよう支援します。	1月 100円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症に関する専門的研修を修了した職員を配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術的指導会議を定期的実施し、認知症への理解を深め、認知症ケアに活かします。	1日 3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たしており、認知症介護指導者研修終了者を1名以上配置している。また、介護・看護職員ごとの研修計画を作成、実施する事で計画的に認知症に関する研修を行い、認知症に関する理解を深め、認知症ケアに活かします。	1日 4円
低栄養リスク改善加算	入院後栄養管理が大きく異なった時に、再入所時に向けて入院先の医療機関(管理栄養士)と連携し、本人の状態に合わせた栄養管理を行います。	1月 300円
夜勤職員配置加算	夜間の介護職員の配置が国の基準を満たしており、夜間の入所者の状態の把握の徹底や、より安全に休んで頂けるよう配慮します。	1日 27円
褥瘡マネジメント加算	褥瘡の発生に関連する強い項目について、定期的な評価を行い、その結果に基づいた計画的な管理を行い、入所者の褥瘡発生を予防することを目的とします。	1月 10円
排泄支援加算	排泄に介助を要するが改善が図れると診断を受けた方に計画的に支援を行うことで排泄に関わる要介護状態の軽減を図ることを目的とします。	1月 100円